

年 月 日

ハイデンハイン株式会社 行

製品輸出に関する同意書

所在地

会社名

役職・代表者名(記名押印または署名)

印

当社は、ハイデンハイン株式会社が取り扱う全製品(関係会社製品の転売品を含む)および役務全般(ソフトウェア、技術資料 メンテナンス、サービス等)(以下製品等)を取り扱うにあたり、

当社の輸出管理社内規程に則り、適切な輸出管理を行います。

→経済産業省 CP受理番号() 受理日()

下記内容に同意いたします。

1. 当社は、国内外の第三者へハイデンハイン株式会社の製品等を販売、輸出又は一時持ち出す場合には、第三者に下記全項目を通知し順守させるよう措置を講じます。なお、第三者が下記内容に違反する恐れがあると認められた場合には、販売、輸出または一時持ち出しを行いません。
2. 当社は、ハイデンハイン株式会社の製品等を直接的又は間接的に輸出又は再輸出する際には、「外国為替及び外国貿易法」に則り、安全保障輸出管理に関する全ての法令に従うものとします。また、対象となる法令が将来改正された場合でも、当社は改正後の法令を同様に遵守いたします。
3. 当社は、用途を確認し、ハイデンハイン株式会社の製品等の用途は民生用途に限定します。核兵器等の開発等に用いられる、おそれ省令の別表に掲げる行為に用いられる若しくは核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる、又はこれらの疑いがある場合には、直接的又は間接的に製品等の提供をいたしません。(注1)
4. 当社は、米国再輸出規制(以下 EAR)に則り、再輸出許可を要する製品等を直接的又は間接的に提供、輸出等を行う場合には、必要な手続を行った上で提供、輸出等を行います。また、アメリカ合衆国政府が指定する製品受領禁止者/社へ、直接的又は間接的に輸出等しないものとします。なお、当社はアメリカ合衆国政府が指定する製品受領禁止者/社ではありません。
5. 禁輸国
当社は、ハイデンハイン株式会社の製品等(中古品も含む)を輸出貿易管理令別表4に掲げる地域へは輸出いたしません。EAR 対象となるハイデンハイン株式会社の製品等については、アメリカ合衆国政府が指定する禁輸国・テロ支援国へは輸出いたしません。また、ハイデンハインが取引を停止している国・地域(注2)が存在することを理解しています。
6. 記述内容に変更が生じた場合は、貴社に対し事前に通知いたします。
また、不動在庫等の事由により製品を償却処分する場合は、完全に粉碎し、第三者らに不正に流出しないようにいたします。

以上

(注1) 民生用途とは、軍事以外の用途をいい、一般産業用途等を含みます。

(注2) アラブ首長国連邦、イラク、イラン、北朝鮮、シリア、パキスタン、ミャンマー、レバノン
(2017年12月現在、予告なく変更することがあります。)

ハイデンハインが取引を停止している国・地域への輸出が明らかになった場合は、取引や書類の発行をお断りすることがあります。

核兵器等とは、核兵器、化学兵器、生物兵器及びこれらを運搬するミサイルといった大量破壊兵器等であり、下記の内容を含みます。

- ・ 核兵器
- ・ 軍用の化学製剤
- ・ 軍用の細菌製剤
- ・ 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置
- ・ 300km以上運搬することができるロケット
- ・ 300km以上運搬することができる無人航空機
(全て部分品を含む。)

開発等には下記の行為を含みます。

- ・ 開発
- ・ 製造
- ・ 使用
- ・ 貯蔵

おそれ省令の別表に掲げる行為とは、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令内に掲げられた別表行為等です。

- ・ 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵(以下開発等)
- ・ 核融合に関する研究
- ・ 原子炉(発電用軽水炉を除く)又はその部分品若しくは付属装置の開発等
- ・ 重水の製造
- ・ 核燃料物質の加工
- ・ 核燃料物質の再処理
- ・ 以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの
 - a 化学物質の開発若しくは製造
 - b 微生物若しくは毒素の開発等
 - c ロケット若しくは無人航空機の開発等
 - d 宇宙に関する研究(a及びdについては告示で定めるものを除く)